

## 議案第1号

富津市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成28年2月22日提出

富津市長 佐久間 清 治

## 提案理由

平成28年1月1日から個人番号の記載を要することとしていた市税関係書類のうち、申告等の主たる手続と併せて提出される書類について、本人確認手続等に係る納税義務者等の負担を軽減するために個人番号の記載を不要とすることから、富津市税条例の一部を改正する条例の一部改正について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分したので、これを報告し、承認を求めるものである。

専決第6号

専決処分書

富津市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分する。

平成27年12月28日

富津市長 佐久間 清 治

富津市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

富津市税条例の一部を改正する条例（平成27年富津市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第51条第2項を改め、同項中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に1号を加える改正規定中「又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号（番号利用法第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号」を「及び住所又は居所（法人にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び法人番号）」に改める。

第63条の2第1項第1号の改正規定中「及び個人番号」を「及び個人番号（番号利用法第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。））」に改める。

第139条の3第2項第1号の改正規定中「個人番号又は」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。